

議案第73号

大田原市交流促進センター若杉山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

大田原市交流促進センター若杉山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市交流促進センター若杉山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

大田原市交流促進センター若杉山荘の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、第12条及び第15条」を「及び第16条」に、「読み替えるもの」を「、第11条から第13条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」」に改める。

第11条ただし書を削る。

第14条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「当該使用料を法第244条の2第8項の規定により、」を「利用料金を」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（利用料金の承認）

第15条 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

1 宿泊使用料

区分	宿泊使用料
大人（中学生以上）	8,000円
こども（3歳以上小学生以下）	6,000円

備考 宿泊使用料には、食事料（朝食及び夕食）を含む。

2 会議室使用料

使用区分	使用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
	1階会議室		900円	1,200円
2階研修室		3,000円	4,000円	4,000円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。